

# **福島県地域医療医師確保 修学資金貸与制度のご案内 (令和7年度版)**

**－ 帝京大学入学生用 －**

福島県地域医療支援センター

# 目 次

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 1   | 制度の目的                       | 1  |
| 2   | 貸与の申請                       |    |
| (1) | 貸与対象者                       | 1  |
| (2) | 貸与額                         | 2  |
| (3) | 募集人員                        | 2  |
| (4) | 貸与申請の手続き                    | 2  |
| (5) | 申請書の提出期限                    | 2  |
| (6) | 問合せ先及び申請書類の提出先              | 3  |
| 3   | 貸与決定とその後の手続き                |    |
| (1) | 貸与者の選考・決定                   | 3  |
| (2) | 貸与期間及び貸与方法                  | 3  |
| (3) | 貸与の休止                       | 3  |
| (4) | 貸与契約の解除                     | 3  |
| (5) | 2年目以降の貸与                    | 4  |
| (6) | その他届出が必要な事項                 | 4  |
| 4   | 返還債務の免除                     |    |
| (1) | 返還債務の全部免除                   | 4  |
| (2) | 返還債務の一部免除                   | 5  |
| 5   | 修学資金の返還                     |    |
| (1) | 一括返還                        | 5  |
| (2) | 履行猶予                        | 6  |
| (3) | 延滞利息                        | 6  |
| 6   | 卒業後の手続き                     |    |
| (1) | 返還免除までの期間に必要な手続き            | 6  |
| (2) | 返還の免除申請                     | 7  |
| (3) | その他届出が必要な事項                 | 7  |
| 7   | 従事期間のモデルケース                 | 8  |
| 8   | 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧 | 9  |
| 9   | 知事が指定する県内の臨床研修病院一覧          | 11 |
|     | 地域医療医師確保修学資金勤務対象医療機関一覧      | 12 |
|     | 福島県地域枠医師等キャリア形成プログラム        |    |

## 1 制度の目的

福島県地域医療医師確保修学資金貸与制度は、県内における医師を確保するため、将来、県内の公的医療機関医師として勤務しようとする帝京大学医学部の学生に対して修学に必要な資金を貸与する制度です。

## 2 貸与の申請

### (1) 貸与対象者

帝京大学医学部の福島県特別入試枠で入学した1年生で、卒業後、福島県内の公的医療機関医師として勤務することを誓約できる者。

- ◆ 令和7年4月に入学した方が対象となります。
- ◆ 他の奨学金制度等を利用されている方で、就業義務の課せられている方は貸与を受けることができません。
- ◆ 県内の公的医療機関は次のとおりです。
  - ・ 福島県内に存する県、市町村又は地方公共団体の組合が設置する病院又は診療所
  - ・ 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学に置かれた附属病院（産科又は周産期医療を提供する小児科に限る。）
  - ・ 独立行政法人国立病院機構が福島県内に設置する病院
  - ・ 独立行政法人労働者健康安全機構が福島県内に設置する病院
  - ・ 福島県厚生農業協同組合連合会が福島県内に設置する病院又は診療所
  - ・ 社会福祉法人恩賜財団済生会が福島県内に設置する病院又は診療所
  - ・ 日本赤十字社が福島県内に設置する病院
  - ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構が福島県内に設置する病院
  - ・ 知事が地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力施設として認定する福島県内の病院
  - ・ 救命救急センターを設置する福島県内の病院（公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学に置かれた附属病院を除く）
  - ・ 厚生労働大臣が地域がん診療連携拠点として指定する福島県内の病院
  - ・ その他知事が定める機関

※ 勤務場所については、福島県地域医療対策協議会における協議を踏まえて県が決定します。

また、勤務する期間のうち1年間は、上記公的医療機関のうち国民健康保険直営診療所・市町村立診療所又はへき地医療拠点病院（福島県立南会津病院、福島県立宮下病院、公立岩瀬病院）に週1日以上診療応援を行うこととなります。

## (2) 貸与額

修学資金月額 235,000円  
入学金に相当する額 1,000,000円(上限)

- ◆ 修学資金月額は、令和7年4月分から貸与します。
- ◆ 入学金に相当する額は、希望者にのみ100万円を上限として貸与します。

## (3) 募集人員

2名

## (4) 貸与申請の手続き

以下に掲げる書類を大学に提出してください。

### 【提出書類】

- ① 地域医療医師確保修学資金貸与申請書（様式第1号）
  - ◆ 申請には2名の保証人が必要です。
    - ・ 1人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族
    - ・ 他の1人は成年者であって独立の生計を営み、修学資金を返還できる程度の資力を有する者
  - ◆ 入学金に相当する額の加算を希望される方は、支払った入学金の額が確認できる書類（領収書の写し等）を添付してください。
- ② 大学の在学証明書
- ③ 履歴書
- ④ レポート(A4横書：別紙のとおり)※データ作成可
  - ◆ 次の項目について記載してください。
    - ア 将来、どのような医師になりたいか
    - イ 福島県の地域医療にどのように貢献したいか
  - ◆ アとイの合計で800字程度を目安とします。
  - ◆ 別葉にする必要はありませんが、ア・イは分けて記載してください。
  - ◆ レポートの余白に氏名を記入してください。
- ⑤ 福島県キャリア形成卒前支援プラン適用同意書

## (5) 申請書の提出期限

大学が指定する期限までに、大学に必要書類を提出してください。

## (6) 問合せ先及び申請書類の提出先

帝京大学 板橋キャンパス 事務部学生課

※ その他制度の詳細についての問合せ先

◎ 福島県地域医療支援センター（福島県医療人材対策室）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-7881（直通）

（土・日・祝日を除く8:30～17:15）

FAX 024-521-7926

E-mail [rmsc@pref.fukushima.lg.jp](mailto:rmsc@pref.fukushima.lg.jp)

## 3 貸与決定とその後の手続き

### (1) 貸与者の選考・決定

福島県が設置する選考委員会において提出された申請書類を審査し、原則として面接を行います。

また、「地域医療医師確保修学資金貸与契約書」を提出いただいた後、正式決定されます。

### (2) 貸与期間及び貸与方法

令和7年4月から大学を卒業する日の属する月までの間、原則として毎月1月分ずつ貸与します（正規の修業年限に相当する期間に限ります。）。

◆ 修学資金の貸与は、貸与決定後開始し、貸与決定月以前の修学資金については、遡及して貸与します。

◆ 入学金に相当する額は、修学資金月額の前回貸与時に加算して貸与します。

### (3) 貸与の休止

大学を休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学するまでの間、貸与は休止します。

### (4) 貸与契約の解除

貸与を受けている人が次のいずれかに該当することになったときは、修学資金の貸与契約を解除します。

① 退学したとき。

② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

#### **(5) 2年目以降の貸与**

2年目以降は、毎年4月30日までに在学証明書及び前学年における学業成績証明書（大学作成）の提出が必要になります。

また、年度当初の確認作業のため、4月分の貸与は例月よりも遅れての貸与となる可能性がありますので、事前にご了承ください。

#### **(6) その他届出が必要な事項**

上記の他、貸与期間中に、届出が必要な事項があります。

詳しくは「8 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

### **4 返還債務の免除**

#### **(1) 返還債務の全部免除**

貸与を受けた人が、大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ、医師となった後直ちに臨床研修であつて県内の病院のうち知事が指定する病院において行うもの（以下「県内臨床研修」という。）に従事し、その後継続して県内の公的医療機関医師としての勤務（以下「公的医療機関勤務」という。）、後期研修又は医学に係る研究（大学又はこれに類する施設であつて知事が認めるものにおける研究に限る。）（以下これらを「公的医療機関勤務等」という。）のいずれかに従事している場合において、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金の返還が全額免除されます。

- ① 県内臨床研修、公的医療機関勤務又は県内の病院のうち知事が認める病院で行われる後期研修（以下「県内後期研修」という。）のいずれかに従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかつた期間を除いた期間（以下「従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。
- ② 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

- ◆ 修学資金の貸与を受けた期間が1年5か月に満たない場合は、従事期間が1年5か月の1.5倍に相当する期間に達したときに、返還が全額免除

されます。

- ◆ 知事が指定する県内の臨床研修病院については「9 知事が指定する県内の臨床研修病院一覧（令和7年度）」をご覧ください。
- ◆ 修学資金の貸与を受けている方の場合、2年間の県内臨床研修において、履修が必須となる項目等があります。詳しくは、福島県地域医療支援センターまでお問い合わせください。
- ◆ 県内後期研修のうち従事期間として算定する期間は、修学資金の貸与を受けた期間から2年を減じた期間（6年間貸与の場合4年間）を限度とします。また、修学資金の貸与を受けた期間が2年を下回る場合には、県内後期研修に従事した期間は、従事期間に含まれません。

## （2）返還債務の一部免除

貸与を受けた人が、次のいずれかに該当するときは、返還する額の一部が免除されます。

- ① 下記5のエ又はオに該当する場合に免除される額
  - ・返還債務の額×（従事期間÷貸与期間の3／2）
- ② 下記5のア～キにより返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなった場合に免除できる額
  - ・返還債務の全部又は一部に相当する額

## 5 修学資金の返還

### （1）一括返還

修学資金の貸与を受けた人は、4の（1）により返還債務の全部を免除される場合を除き、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければなりません。

ア 大学を退学したこと等により契約が解除されたとき。

イ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事しなかったとき。

ウ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事した場合において、その後継続して公的医療機関勤務等のいずれにも従事しなかったとき。

エ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して公的医療機関勤務等のいずれかに従事した場合において、公的医療機関勤務等のいずれにも従事しなくなったとき（次に掲げる場合を除く。）。

オ 医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して県内臨床研修に従事している場合又はその後継続して公的医療機関勤務等のいずれかに従事している場合において、最初に県内臨床研修に従事した日

から修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間を経過し、かつ、当該最初に県内臨床研修に従事した日から起算して12年（育児休業の期間その他知事が必要と認める期間を加算することができる。）を経過する日までの期間を限度として知事が認める期間を経過したとき。

カ 大学を卒業した後死亡したとき。

キ 大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。

- ◆ 返還利息の額は、当該修学資金の交付を受けた日から最後に修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの割合で計算した額となります。
- ◆ 返還に際し、知事が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることがあります。

## (2) 履行猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、知事が必要と認める期間、返還債務の履行が猶予されることがあります。

## (3) 延滞利息

正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収します。

## 6 卒業後の手続き

### (1) 返還免除までの期間に必要な手続き

#### ○ 大学を卒業したとき

大学を卒業したときは、次の書類を提出いただくことになります。

#### 【提出書類】

- ① 地域医療医師確保修学資金借用証書（様式第4号）
- ② 現況報告書（様式第11号）
  - ※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付
- ③ 県内臨床研修に従事しようとする旨の届出書
- ④ 住所を変更したことの届出書
  - ※ 住民票の写し等の新しい住所がわかる書類添付
- ⑤ 医師免許証の交付を受けたことの届出書
  - ※ 医師免許証の写し添付



**○ 大学卒業後 2 年目以降**

修学資金の返還が免除され、又は返還債務の履行が終わる日までの間、毎年 4 月 15 日までに、同年 4 月 1 日現在の状況について、次の書類を提出いただくことになります。

**【提出書類】**

① 現況報告書（様式第 11 号）

※ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類添付

**（２）返還の免除申請**

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合は、返還免除の申請をしていただく必要があります。

**【提出書類】**

① 地域医療医師確保修学資金返還債務免除申請書（様式第 5 号）

② 公的医療機関で勤務等に従事したことを証明する書類

**（３）その他届出が必要な事項**

上記の他、返還免除に係る勤務等に従事する期間中、届出が必要な事項があります。

詳しくは「8 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧」をご覧ください。

## 7 従事期間のモデルケース（入学時から6年間貸与の場合）

|                         | 1                               | 2 | 3 | 4 | 5 | 6                         | 1   | 2 | 3          | 4 | 5              | 6              | 7           | 8   | 9        | 10 | 11       | 12 |  |  |
|-------------------------|---------------------------------|---|---|---|---|---------------------------|---|---|------------|---|----------------|----------------|-------------|-----|----------|----|----------|----|--|--|
| 入学                      |                                 |   |   |   |   | 卒業<br>医師<br>業免<br>許取<br>得 | ◎ 県内臨床研修<br>知事が指定する県内の病院における臨床研修<br>◎ 県内後期研修<br>県内の病院のうち知事が認める病院における後期研修<br>◎ 県外後期研修<br>上記県内後期研修先以外における後期研修<br>◎ 医学に係る研究<br>大学又はこれに類する施設であって知事が認めるものにおける研究<br>◎ 勤務<br>県内の公的医療機関医師としての勤務<br>◎ 勤務★<br>上記公的医療機関勤務のうち、国保診療所・市町村立診療所又はへき地医療拠点病院に週1日以上診療応援する期間（1年間） |   |            |   |                |                |             |     |          |    |          |    |  |  |
|                         | 修学資金貸与期間<br>(大学医学部在学)           |   |   |   |   |                           |   |   |            |   |                |                |             |     |          |    |          |    |  |  |
| ケース1                    | 貸与期間×1.5=従事期間<br>(6年間貸与の場合は9年間) |   |   |   |   |                           | 県内<br>臨床研修  |   | 県内<br>後期研修 |   |                |                | 勤務<br>★     |     | 勤務       |    |          |    |  |  |
| ケース2                    | "                               |   |   |   |   |                           | 県内<br>臨床研修  |   | 県内<br>後期研修 |   |                |                | 県内<br>後期研修  |     | 勤 務      |    | 勤 務<br>★ |    |  |  |
| ケース3                    | "                               |   |   |   |   |                           | 県内<br>臨床研修  |   | 県内<br>後期研修 |   | 県外<br>後期<br>研修 | 県内<br>後期<br>研修 | 勤 務         |     | 勤 務<br>★ |    |          |    |  |  |
| ケース4                    | "                               |   |   |   |   |                           | 県内<br>臨床研修  |   | 県内<br>後期研修 |   | 県外<br>後期<br>研修 | 勤務<br>★        |             | 勤 務 |          |    |          |    |  |  |
| ケース5                    | "                               |   |   |   |   |                           | 県内<br>臨床研修  |   | 県内<br>後期研修 |   |                |                | 医学に<br>係る研究 |     | 勤 務      |    | 勤 務<br>★ |    |  |  |
| ケース6                    | "                               |   |   |   |   |                           | 県内<br>臨床研修  |   | 医学に係る研究    |   |                | 県内後期研修         |             |     | 勤 務      |    | 勤 務<br>★ |    |  |  |
| ケース7<br>(育児休業を<br>取る場合) | "                               |   |   |   |   |                           | 県内<br>臨床研修  |   | 医学に係る研究    |   |                | 育児<br>休業       | 勤 務         |     |          |    | 勤 務<br>★ |    |  |  |

※ 網掛け部分が従事期間として算定されます。

## 8 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類・届出事項一覧

| 項 目                            | 提 出 書 類   |
|--------------------------------|---|
| 貸与申請時に提出                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療医師確保修学資金貸与申請書<br/>(様式第1号)</li> <li>・ (加算希望者のみ) 入学金の領収書の写し</li> <li>・ 大学の在学証明書</li> <li>・ 履歴書</li> <li>・ レポート(データ作成可)</li> <li>・ 福島県キャリア形成卒前支援プラン適用同意書</li> </ul> |
| 貸与決定時に提出                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療医師確保修学資金貸与契約書</li> <li>・ 銀行口座振込(変更)申出書</li> <li>・ 本人名義の通帳のコピー</li> </ul>   |
| 2年目以降の継続貸与時に提出                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在学証明書</li> <li>・ 前学年の学業成績証明書</li> </ul>  |
| 卒業後直ちに提出                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療医師確保修学資金借用証書<br/>(様式第4号)</li> </ul>  |
| 卒業後から返還債務の全部免除、返還債務の履行終了まで毎年提出 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況報告書<br/>(様式第11号)</li> <li>・ 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類</li> </ul> <p>※ 毎年4月15日まで</p>  |
| 返還免除申請時に提出                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療医師確保修学資金返還債務免除申請書<br/>(様式第5号)</li> <li>・ 公的医療機関で勤務等に従事したことを証明する書類</li> </ul>   |
| 返還方法変更申請時に提出                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療医師確保修学資金返還方法変更承認申請書(様式第6号)</li> </ul>  |
| 返還履行猶予申請時に提出                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第7号)</li> </ul>  |
| 貸与辞退時に提出                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療医師確保修学資金貸与辞退届出書<br/>(様式第8号)</li> </ul>   |
| 保証人変更時に提出                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証人変更承認申請書(様式第9号)</li> </ul>   |
| 後期研修又は医学に係る研修に従事するときに提出        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期研修等従事届(様式第10号)</li> </ul>  |

| 項 目     | 届 出 事 項   |
|---------|---|
| その他随時届出 | <p>次に掲げる事項に該当した場合には、届出が必要になります。<u>場合によっては、修学資金返還となることもあります。</u>まずは電話、メール等により担当者まで連絡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名又は住所を変更したとき。</li> <li>・ 退学したとき。</li> <li>・ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。</li> <li>・ 休学し、又は停学の処分を受けたとき。</li> <li>・ 復学したとき。</li> <li>・ 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。</li> <li>・ 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。</li> <li>・ 医師法第6条第2項の医師免許証の交付を受けたとき。</li> <li>・ 条例第7条第1項に規定する県内臨床研修に従事しようとするとき及び当該県内臨床研修に従事しなくなったとき。</li> <li>・ 条例第7条第1項に規定する後期研修又は医学に係る研究に従事しなくなったとき。</li> <li>・ 公的医療機関医師としての勤務に従事したとき及び当該公的医療機関医師としての勤務に従事しなくなったとき。</li> </ul> |

## 9 知事が指定する県内の臨床研修病院一覧（令和7年度）

| 方 部 | 医 療 機 関 名   |
|-----|---|
| 県 北 | 公立大学法人福島県立医科大学附属病院（福島市）<br>一般財団法人大原記念財団大原総合病院（福島市）<br>医療生協わたり病院（福島市）<br>福島赤十字病院（福島市）<br>済生会福島総合病院（福島市）<br>公立藤田総合病院（国見町）   |
| 県 中 | 一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院（郡山市）<br>公益財団法人星総合病院（郡山市）<br>一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院（郡山市）<br>公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院（郡山市）<br>公立岩瀬病院（須賀川市） |
| 県 南 | 福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院（白河市）   |
| 会 津 | 一般財団法人竹田健康財団竹田総合病院（会津若松市）<br>公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院<br>（会津若松市）<br>一般財団法人温知会会津中央病院（会津若松市）                              |
| 相 双 | 公立相馬総合病院（相馬市）<br>南相馬市立総合病院（南相馬市）  |
| いわき | いわき市医療センター（いわき市）<br>独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院（いわき市）<br>公益財団法人ときわ会 常磐病院（いわき市）  |

※ 令和6年度に指定された病院の一覧であり、令和7年度に臨床研修を開始する研修医に適用されます。

当該指定は毎年度実施されます。

地域医療医師確保修学資金 勤務対象医療機関一覧

| 医療機関名               | へき地勤務対象 |
|---------------------|---------|
| 総合療育センター            |         |
| ふくしま医療センターこころの杜     |         |
| 宮下病院                | ★       |
| 南会津病院               | ★       |
| ふたば医療センター附属病院       |         |
| ふたば医療センター附属ふたば復興診療所 |         |
| 大野病院(休止中)           |         |
| 県設置                 | 7       |
| 三春病院                |         |
| 泉崎南東北診療所            | ★       |
| 猪苗代病院               |         |
| 小高診療所               |         |
| 郡山市医療介護病院           |         |
| 喜多方市地域・家庭医療センター     | ★       |
| たむら市民病院             |         |
| 南相馬市立総合病院           |         |
| いわき市医療センター          |         |
| 市町村設置               | 9       |

| 医療機関名           | へき地勤務対象 |
|-----------------|---------|
| 二本松市岩代国保診療所     | ★       |
| 本宮市国保白岩診療所      | ★       |
| 川俣町国保山木屋診療所     | ★       |
| 天栄村国保診療所        | ★       |
| 鮫川村国保診療所        | ★       |
| 西会津町国保西会津診療所    | ★       |
| 西会津町国保奥川診療所     | ★       |
| 西会津町国保群岡診療所     | ★       |
| 西会津町国保新郷診療所     | ★       |
| 柳津町国保診療所        | ★       |
| 柳津町国保診療所西山出張所   | ★       |
| 金山町国保診療所        | ★       |
| 金山町国保診療所沼沢出張診療所 | ★       |
| 金山町国保診療所横田出張診療所 | ★       |
| 昭和村国保診療所        | ★       |
| 只見町国保朝日診療所      | ★       |
| 川内村国保診療所        | ★       |
| 浪江町国保浪江診療所      | ★       |
| 浪江町国保(仮設)津島診療所  | ★       |
| いわき市国保田人診療所     | ★       |
| 国保診療所           | 20      |
| 田村市立都路診療所       | ★       |
| 南東北裏磐梯診療所       | ★       |
| 南東北桧原診療所        | ★       |
| 磐梯町医療センター       | ★       |
| 檜枝岐診療所          | ★       |
| 葛尾村診療所          | ★       |
| いいたてクリニック       | ★       |
| へき地診療所          | 7       |

| 医療機関名                                | へき地勤務対象 |
|--------------------------------------|---------|
| 公立藤田総合病院                             |         |
| 公立岩瀬病院                               | ★       |
| 公立小野町地方総合病院                          |         |
| 公立相馬総合病院                             |         |
| 公共団体の組合設置                            | 4       |
| 県立医科大学附属病院 ※                         |         |
| 医大附属病院(産科、周産期医療を提供する小児科、救急科又は麻酔科に限る) | 1       |
| 福島病院                                 |         |
| いわき病院                                |         |
| 国立病院機構設置                             | 2       |
| 福島労災病院                               |         |
| 労働者健康安全機構 設置                         | 1       |
| 白河厚生総合病院                             |         |
| 塙厚生病院                                |         |
| 坂下厚生総合病院                             |         |
| 高田厚生総合病院                             |         |
| 鹿島厚生総合病院                             |         |
| 双葉厚生総合病院(休止中)                        |         |
| 厚生連設置                                | 6       |
| 済生会福島総合病院                            |         |
| 済生会川俣病院                              |         |
| 恩賜財団設置                               | 2       |
| 福島赤十字病院                              |         |
| 日本赤十字社設置                             | 1       |
| 二本松病院                                |         |
| 地域医療機能推進機構設置                         | 1       |
| 会津中央病院                               |         |
| 竹田総合病院                               |         |
| 太田西ノ内病院                              |         |
| 大原総合病院                               |         |
| 星総合病院                                |         |
| 寿泉堂総合病院                              |         |
| 総合南東北病院                              |         |
| 政策的医療機関                              | 7       |
| 医療機関数                                | 68      |

 臨床研修病院

勤務場所は地域医療対策協議会の協議結果を踏まえて県が決定